

埼玉県利根地域保健医療・地域医療構想協議会

地域医療構想検討部会について

平成 29 年 3 月

埼玉県利根地域保健医療・地域医療構想協議会設置要綱第 9 条により埼玉県利根保健医療圏地域保健医療協議会 地域医療構想検討部会を設置する。

- 1 地域医療構想検討部会は、急性期医療に係る病床の機能分化及び連携などの議題に関する協議を、当該議題の関係者との間でより具体的な協議を行う。
- 2 検討部会の構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 協議会委員から
 - ・ 4 医師会長
 - ・ 各医療機能を有する医療機関の代表である 9 病院の代表者
 - (2) 回復期リハビリテーション病床を有する病院、地域包括ケア病床を有する病院
 - (3) その他の者